

意見書 兼 登園(校)届

医療機関記入欄

下記の患者を、

新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症（臨床診断）

と診断しました。

患者氏名：

生年月日： 年 月 日

学校保健安全法施行規則第19条第2項において、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」とされています（裏面に例を示しています）。

※登園（校）を再開する場合は下記の2つの基準を満たす必要があります※

基準1 症状は、（発症日）__月__日に出現していますので、

（発症日+6日）__月__日以降で、基準2を満たす日から登園（校）は可能。

発症した日を0日と数えます。5日間を経過し、6日目から登園（校）は可能です

令和 年 月 日

医療機関名：

医師氏名：

（佐賀県こども未来課、佐賀県医師会、佐賀県小児科医会と協議済み）

・・・

保護者記入欄

基準2 __月__日に症状が軽快し、その後1日間は発熱がなく、かつ、咳症状の悪化がありません。

*解熱、かつ、咳症状が改善傾向にある日を0日と数えます。1日間を経過し2日目から登校可能です。

※上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態に回復しましたので、

__月__日より、出席したいと思います。

令和 年 月 日

保護者氏名：

参考 新型コロナウイルス感染症による登園・登校(出席)停止期間早見表及び体温記録表

【保護者の方へ】解熱日の把握のため発症日から毎日、お子様の最高体温を記録してください。

例	発症日	発症後 5 日(登園・校停止期間)						発症後 5 日を経過		
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱、咳が収 まった場合			解熱等	1 日目						
発症後 2 日目に 解熱、咳が収 まった場合				解熱等	1 日目					
発症後 3 日目に 解熱、咳が収 まった場合					解熱等	1 日目				
発症後 4 日目に 解熱、咳が収 まった場合						解熱等	1 日目			
発症後 5 日目に 解熱、咳が収 まった場合							解熱等	1 日目		
保護者記入欄 最高体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C

※「解熱等」 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳症状が改善傾向にある場合